1. 別紙1 第一類医薬品の変更

次のものを変更する。

「ミコナゾール。ただし、膣剤に限る。」 を 「ミコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。」に変更する。

2. 別紙2 第二類医薬品の変更

- 1) (4) について
 - ○次のものを変更する。

「秦芁羗活湯」を「秦芁羌活湯」に変更する。

○次のものを追加する

烏苓通気散

加減涼膈散 (浅田)

加減涼膈散 (龔廷賢)

栝楼薤白湯

栝楼薤白白酒湯

甘草附子湯

外台四物湯加味

柴葛解肌湯

柴葛湯加川芎辛夷

柴梗半夏湯

柴胡枳桔湯

梔子豉湯

梔子柏皮湯

神仙太乙膏

洗肝明目湯

喘四君子湯

大黄附子湯

大防風湯

八味疝気方

半夏散及湯

白朮附子湯

茯苓杏仁甘草湯

附子粳米湯

扶脾生脈散

補陽環五湯

奔豚湯 (金匱要略)

奔豚湯 (肘後方)

木防已湯

薏苡附子敗醬散 苓甘姜味辛夏仁湯 苓桂味甘湯

- 2) (5) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について
 - ○次のものを追加する。

告示名	別名等
エメダスチン	エメダスチンフマル酸塩

○次のものを変更する。

「ミコナゾール。ただし、膣剤を除く。」 を 「ミコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬を除く。」に変更する。

3. 別紙3 第三類医薬品の変更

- 「○生薬及び動植物成分」について
 - ○次のものを追加する。

成分名	別名等
ガイハク	
ハイショウ	
白酒	

- ○別名等」欄に次のとおり追加する。
- ・「ズシ」の別名に「コウシ」を追加する。
- ・「ミツロウ」の別名に「オウロウ」を追加する。
- ・「リコンピ」の別名に「リコンハクヒ」を追加する。

(参考) リスク区分の検討がなされた成分とその概要

成分	概要
イソコナゾール ^{※)}	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定
(膣カンジダによる外陰部の症	する期間終了後も引き続き第一類医薬品とす
状に使用する外用剤)	るもの。
ミコナゾール	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定
(膣カンジダによる外陰部の症	する期間終了後も引き続き第一類医薬品とす
状に使用する外用剤)	るもの。
エメダスチン	薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定
	する期間終了後、第二類医薬品とするもの。
漢方処方製剤	新たに一般用漢方製剤承認基準に追加となっ
	た 31 処方について、他の 263 処方と同様に第
	二類医薬品とするもの。また、一般用漢方製
	剤承認基準において名称が変更となった「秦
	芁羗活湯」を「秦芁羌活湯」に変更するもの。
生薬及び動植物成分	新たに一般用漢方製剤承認基準に追加となっ
	た 31 処方に含まれる生薬及び動植物成分の
	うち区分が示されていないものについて、上
	記「3.別紙3 第三類医薬品の変更」のと
	おりとするもの。

※)イソコナゾール(膣カンジダによる外陰部の症状に使用する外用剤)については、リスク区分の検討の結果、薬事法施行規則第159条の2の表第2号に規定する期間終了後も引き続き第一類医薬品とすることとされたが、すでに第一類医薬品にイソコナゾールの記載があるため、一般用医薬品の区分リストの変更はない。